

広島市規則第 4 1 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

広島市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市財産規則の一部を改正する規則

広島市財産規則（昭和 5 6 年広島市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「こども青少年施策調整担当課長」の右に「、環境局環境施設部にあつては施設調整担当課長」を加え、「、都市整備局スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長」を削り、同項第 1 号中「こども未来局こども青少年支援部」の右に「、環境局環境施設部」を加え、「、都市整備局スタジアム建設部」を削る。

第 2 5 条第 2 項中「行政財産は、」の右に「法第 2 6 0 条の 4 9 第 7 項又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第 3 0 条を次のように改める。

第 3 0 条 削除

第 3 2 条に次のただし書を加える。

ただし、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合は、これを提出させないことができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 5 条第 2 項の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。